平成２６年（フ）第９５１４号
東京都練馬区光が丘５丁目６－１－504
債務者　高橋　秀嘉
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林田健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６０６号
東京都目黒区駒場４丁目７―21―306
債務者　木竜　治
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　英郎
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６８１号
東京都品川区上大崎２丁目９―20―105
債務者　大野　太陽
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　経博
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６９７号
栃木県宇都宮市鶴田町224―２
債務者　高橋　祥治
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　舞
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７４７号
神奈川県大和市渋谷１丁目２―９　グリーンハイツ峰Ｃ106号
債務者　櫻井　久
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　智子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９９５８号
埼玉県春日部市栄町１丁目159
債務者　谷山　英一
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金木　健
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２３９号
茨城県稲敷郡美浦村大字信太2176番地
破産者　有限会社伊藤建工
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４９３号
さいたま市大宮区桜木町４―333―13　ＯＬＳビル13階、商業登記簿上の本店所在地さいたま市見沼区御蔵1247番地の12
破産者　株式会社埼日管財
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
千葉県富津市下飯野1500番地
破産者　株式会社幸造園土木
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第６３２号
北海道古平郡古平町大字入船町28番地
破産者　有限会社マルヒカリ橋本水産
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３号
群馬県富岡市富岡2324番地３
破産者　株式会社今井製作所
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２７４号
埼玉県富士見市大字水子4884番地１
破産者　株式会社オリハラ住宅
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１号
千葉県茂原市早野1420番地７
破産者　櫃渕　昭子
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
千葉県東金市中野634番地６
破産者　櫃渕　敏郎
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５４１号
東京都港区芝５丁目29番22―301号
破産者　株式会社宮崎炭素
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３号
山梨県南都留郡山中湖村平野1952番地の１
破産者　有限会社月湖荘
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
北海道滝川市中島町３丁目16番６号
破産者　有限会社空知臨床検査センター
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
青森市松原３丁目７番10号
破産者　株式会社セミナー青森
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
秋田市山王５丁目14番12号
破産者　有限会社ジャパントラベルアンドリゾート
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部